事 務 連 絡 令 和 6 年 6 月 2 4 日

各省各庁担当課長 殿

財務省理財局
国有財産調整課長 梅野 雄一朗
総務省総合通信基盤局電気通信事業部
事業政策課長 飯村 博之

国の庁舎等における通信基地局の整備に係る使用許可期間について

令和6年2月20日に開催された規制改革推進会議第4回スタートアップ・投資ワーキング・グループにおいて、財産管理者で異なるものの通信基地局設置に係る行政財産の使用許可期間が1年から5年ごとに更新手続きを要するケースが多いところ、使用許可を受けて整備する通信基地局の使用状況に鑑み、事業者から使用許可期間の適正化の要望がありました。

これを踏まえ、令和6年6月 21 日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「総務省及び財務省は、事業者が5G基地局を設置するに当たって、国の行政財産の使用許可が必要な場合における使用許可期間について、基地局を設置する上で適当な期間となるよう必要な措置を講ずる」こととされたことから、下記のとおり周知いたします。

記

「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」通達(昭和 33年1月7日付蔵菅第1号)第4節-第2-1において、行政財産の使用許可期間は原則5年以内とし、「財産管理者が当該行政財産の使用状況、個々の利用目的及び投資費用の回収に要する期間を審査した上で、使用許可期間を5年以内とすることが実情にそぐわないと認める場合は、法第 19条で準用した法第 21条又は他の法律で定める期間内において、その必要の程度に応じて定める」とされている。

そのため、国の庁舎等における通信基地局の整備に係る使用許可期間については、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき以下のとおり定める範囲において、国の庁舎等の使用状況や通信基地局の整備に係る投資費用の回収に要する期間を踏まえ、適当な期間を定めることとされたい。

- ①土地及びその定着物(建物を除く。):30年以内(同法第 19条で準用した同法第 21条第1項第3号)
- ②建物その他の物件:10年以内(同法第19条で準用した同法第21条第1項第4号)